

# 宮城県社協

## 「地域福祉推進計画」を

### 策定しました

#### はじめに

宮城県社協では、これまで平成10年に「宮城県社協発展強化計画」、平成15年に「みやぎボランティア・市民活動推進計画」、さらに平成16年に「地域福祉推進計画」を策定してきました。

その後、平成17年に宮城県福祉事業団・宮城いきいき財団と統合し、宮城県における地域福祉の総合的な推進機関としての役割を担ってまいりました。

近年の公的な福祉サービスは高齢者・児童・障害者施策などニーズに応じて法制度の整備などを進めてきました。しかし、少子・高齢化の進行や核家族化に伴う孤立、地域の相互扶助機能の低下など公的な福祉サービスだけでは対応が困難な課題も増加しています。

さらに、東日本大震災により、被災地域ではこれまでのコミュニティ

も大きく変化し、共助の機能の低下も懸念されています。

このような中で、地域でさまざまな人々が助け合い、支え合う地域社会の実現を目指すため、新たな地域福祉推進計画を策定しました。

#### 策定体制

計画の策定にあたっては外部委員からなる地域福祉推進計画策定委員会、県社協職員による地域福祉推進計画策定ワーキンググループを設置



ワーキンググループによる検討

社会福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、福祉ニーズも多様化していることから、宮城県社会福祉協議会では、平成25年度から平成29年度までを推進期間とする「地域福祉推進計画」を策定しました。今号ではその概要を報告します。

#### 計画の基本理念と基本方針

自助・共助・公助の理念のもと、地域でさまざまな人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現を目指すため、社会情勢の変化や県社協中長期経営プラン（※2）、それに基づくアクションプラン（※3）の進捗状況を念頭に置き、県社協の目指す地域像を理念として設定しました。そして、その目標に向かって県社協が行う使命（役割）を基本方針として決めました。

##### ※1 業種別協議会

民生委員児童委員協議会、老人福祉施設協議会などの各業種別の協議会。

##### ※2 県社協中長期経営プラン

地域福祉を推進する役割に加え、要援護者などを直接的に支援する機能を併せ持つ県社協として、経営理念の達成に向け、中長期的な視点により、安定的な法人運営を図るために平成22年3月に策定。

##### ※3 アクションプラン

県社協中長期経営プランの中・小区分ごとに、今後の方向性・対応策・進捗状況・課題を明文化するとともに、平成23年度から平成27年度までの具体的な行動計画を作成。

#### 理念

誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり

#### 4つの基本方針

1 地域住民が支えあつまちづくりの推進

市町村社協の地域福祉活動計画の策定とそれに基づく取り組みを支援するとともに、地域住民全体で支えあう、新しい地域コミュニティの構築と交流の場づくり、安心・安全な暮らしの確保など地域づくりを支援します。

2 地域における福祉サービスの担い手の支援

ボランティアやNPO法人などの活動の活性化を図り、福祉・介護サービスに従事する人材の育成をはじめ、福祉に携わる人づくりを支援します。

3 質の高い福祉サービスを支える体制の構築

福祉サービスの質の向上と利用者への情報提供を図り、誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくりを支援します。

4 各種団体とのネットワークの強化  
関係機関・団体とネットワークを

基本目標	施策の方向性
1 住民主体のまちづくりを進める市町村社協と連携・協働を図り、地域福祉を推進します。	1 地域福祉活動の推進 2 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築 3 東日本大震災に係る復興支援 4 地域活動の推進に係る情報発信
2 多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるよう支援します。	1 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化 2 地域福祉活動を推進・支援する人材の育成 3 福祉教育の推進
3 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します。	1 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施 2 幅広い人材確保の取り組みの推進 3 福祉事業者への経営支援の実施
4 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	1 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化 2 福祉サービス利用の広報啓発・相談 3 権利擁護の推進 4 セーフティネット機能の充実・強化
5 各種団体及び社会福祉法人が実施する福祉活動を支援または協働します。	1 各種団体との連携・協働
6 より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します。	1 職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化

#### 基本目標と施策の方向性

県社協が設定した理念と4つの基本方針の実現に向け、今後5年間で取り組む基本的な目標を6項目に整理し、それぞれの項目ごとに県社協として取り組む施策の方向性を定めています。（左図）

結び、広域的な課題や新たな生活課題などの解決に取り組めます。さらにその取り組みを市町村などに発信します。

#### 今後5年間の重点的な役割

県社協では、地域福祉を推進するために取り組む事業の中から、重点的な取り組みとして次の4つの項目を掲げています。

1 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成（人づくり）

市町村社協やNPO法人などと連携しながらCSWの育成を強化し、その仕事・役割を明確にすることで地域ニーズの把握と解決に結びつけます。

2 市町村社協との連携（仕組み、ネットワーク）

市町村社協会長会（仮称）の組織化など、ネットワークを通じて社協事業に関する諸課題を整理し、社会福祉の充実を図ります。

#### 3 各種別団体との連携

東日本大震災後の被災地支援活動で学んだ教訓をいかし、県社協内に窓口（担当）を設置し、対応します。

4 東日本大震災に関わる復興支援（まちづくり）

市町村社協やNPO法人などのさまざまな団体とともに、新しいコミュニティの再生を目指し、従来からの地域の関わりも大切にしながら、小地域福祉活動を推進します。

#### 地域福祉推進計画の進行管理と広報

本計画を点検・評価する組織として、策定に携わった策定委員会及びワーキンググループを基本的な枠組みとして位置づけます。継続的に計画の進捗状況を確認し、必要な見直しを行うとともに、結果を公表します。

また、本計画の普及と事業の推進を図るため、各種会議開催の際に説明の機会を設けるとともに、必要な場合には市町村社協やNPO法人、業種別協議会などに出向き、説明を行います。

併せて、多くの住民の理解が促進されるよう、ホームページや広報誌などで、より一層の周知を図ります。

